

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	局長	副主幹	主査	担当	担当							文書取扱主任		

第 30 回 厚生常任委員会 会議録

開催年月日	平成25年11月21日(木曜日)	開会13時30分	閉会14時56分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	関藤、堀、清水、木下、田村、窪之内	事務局	菊井事務局長
	議長、委員外～渡辺精郎、渡邊龍之、小野		和田副主幹
欠席委員	なし		橋本主査
説明員	別紙のとおり	議件	別紙のとおり
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	(1) 「さいわい湯」に係る請願の処理結果について		
	(2) 滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等について		
	① 事業団経営シミュレーションについて		
	② 事業移管に係る協定書(案)について		
	③ 老人ホーム緑寿園建て替えに関する基本的考え方について		
	2. その他について		
	清水議員から委員長に対して、所管外職員の答弁のあり方について善処するよう要望があり、委員長と所管で協議することを確認した。		
	3. 次回委員会の日程について		
	11月29日(金)午後1時30分から第一委員会室で開催することに決定した。		
上記記載のとおり相違ない。 厚生常任委員長 関藤龍也 ㊟			

平成25年11月19日

滝川市議会議長 水口典一様

滝川市長 前田康吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成25年11月6日付け滝議第144号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願ひします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願ひします。

記

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部長	樋 郡 真 澄
市民生活部参事	石 川 雅 敏
市民生活部くらし支援課長	配 野 英 夫
市民生活部くらし支援課副主幹	原 田 暢 裕
市民生活部くらし支援課主任主事	若 井 利 文
保健福祉部長	佐々木 哲
保健福祉部次長	中 川 啓 一
保健福祉部福祉課長	国 嶋 隆 雄
保健福祉部福祉課副主幹	杉 山 敏 彦
保健福祉部子育て応援課副主幹	前 田 昌 敏
保健福祉部子育て応援課主査	庄 野 憲 宗
保健福祉部介護福祉課長	松 澤 公 和
保健福祉部介護福祉課副主幹	深 村 栄 司
保健福祉部介護福祉課主査	須 藤 公 夫

(総務部総務課総務グループ)

第30回 厚生常任委員会

H25. 11. 21 (木) 午後1時30分
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶 (委員動静)

1. 所管からの報告事項について

《市民生活部》

(1) 「さいわい湯」に係る請願の処理結果について

(資料) くらし支援課

《保健福祉部》

(2) 滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等について

(資料) 介護福祉課

①事業団経営シミュレーションについて

②事業移管に係る協定書 (案) について

③老人ホーム緑寿園建て替えに関する基本的考え方について

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

11月29日 (金) 13:30 第一委員会室

○ 閉 会

第30回 厚生常任委員会

H25.11.21 (木)13:30～

第一委員会室

開 会 13:30

委員 長

ただいまより第30回厚生常任委員会を開会いたします。

ここ数日間非常によい天気が続いておりますが、いつ根雪が降ってくるかわかりません。4定前でございますので、お体には十分お気をつけ願いたいと思います。

委員動静報告

委員 長

本日の委員動静につきましては、委員は全員出席。議長の出席をいただいております。委員外議員としまして渡辺精郎議員、渡邊龍之議員、小野議員の出席を許可します。報道は北海道新聞の傍聴を許可します。それでは、所管からの報告事項に入らせていただきます。

1. 所管からの報告事項について

(1)、「さいわい湯」に係る請願の処理結果についての説明を求めます。

(1) 「さいわい湯」に係る請願の処理結果について

配野課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員 長

質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員 長

それでは、報告済みといたします。

(2)、滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等について、①、事業団経営シミュレーションについて、②、事業移管に係る協定書(案)について、③、老人ホーム緑寿園建て替えに関する基本的考え方について一括説明を求めます。

(2) 滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等について

①事業団経営シミュレーションについて

②事業移管に係る協定書(案)について

③老人ホーム緑寿園建て替えに関する基本的考え方について

深村副主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委員 長

説明が終わりました。

先ほど深村副主幹からもご説明がありましたが、中期経営計画案が未提出となっております。よって、今後の流れとしましては、中期経営計画案を11月29日4定前の委員会にて提出をしていただくこととしまして、12月13日に厚生常任委員会を開催させていただきます。そのときにきょう受けた説明とあわせて質疑を受ける形にしたいと思っております。よって、今説明を受けました内容につきましては、説明の内容が理解できなかったことのみ質疑を受けます。まず今の説明について質疑ございますでしょうか。

清 水

まず、1ページの1の(2)です。公債費控除分を考慮しないということは、つまり滝川市の公債費に変えるということを確認していいかということです。

(3)の民改費について、私聞き漏らしましたので、もう一度お願いしたいと思います。

それと、2ページに経常収支と設備収支とその他収支があるわけですが、経常収支とその他収支の減価償却費の関係についてお伺いをしたいのですが、表の見方です。経常収支の支出の減価償却、これは例えば平成29年度でいえば8,200

万円です。それがその他支出の減価償却でいうと③の8,900万円、これはダブリがあるのかどうか。滝川市の資産を減価償却するという意味がわからないので、その定義をお聞きします。以上3点です。

深村副主幹

公債費についてですけれども、これシミュレーションがあくまでも事業団側の経営シミュレーションでありますことから、これまでは市の公債費の償還といたしまして1億円分を事業団の指定管理代行負担金から減額させていただいて事業団が受けていたと。その部分が今度は控除しなくて丸々自己収入として入るといふことの説明でございました。

それから、民改費の関係ですけれども、譲渡施設のうち養護老人ホーム、それから花月、一の坂、江部乙の保育所分野、これにつきましては民間施設給与等改善費加算という制度が見込めます。これは、公共であれば見られない部分だったのですけれども、余剰がなくて給与改善等に支障を来すおそれのある民間施設においては公施設と民施設との給与格差を是正することを目的にこうした制度が設けられているものであります。

それから、3点目の資料2ページの考え方といたしまして、市から譲渡をした施設につきましては事業団側としては資産として計上しなければなりません。したがって、その減価償却費を自己の資産に、市から譲渡を受けて自己の資産に移行した後につきましては、事業団側としても減価償却費として計上しているものであります。29年度のその他収支欄に記載されている8,996万8,045円につきましては、新しい緑寿園と、それから事業団の自己の先ほど申しました3施設の減価償却費、それを合計したものを別途記載しているものであります。そういうような会計の仕組みを社会福祉法人はとっているということでもあります。

清 水

今の減価償却の関係ですが、29年度の8,996万8,045円の中に経常収支のほうの減価償却を含んでいると、やはりダブっているということなのか、そうでないのかを確認するのが1点目。

もう一点がその他収支で、国庫補助金等特別積立金取崩額とあります。この積立金というのは、毎年8,000万円とか2億円とか取り崩しているの、いつ幾ら積み立てるのかということがここには書かれていないので、それについてお伺いいたします。

深村副主幹

申しわけございません。先ほどの説明で一部訂正をさせていただくのですけれども、あくまでもその他収支、29年度の支出欄③につきましては、滝川市から譲渡を受けた施設の減価償却分とご理解をいただきたいというのと、それから収入欄③につきましては、これは事業団側がここでもとの施設を除却するために、それまで費用として積んでいた減価償却費分をここで収入として一括計上しているということになります。

国嶋課長

ご質疑にありました国庫補助金等とありますが、これはあくまでも社会福祉法人の経理上の名目の費目です。積立金取崩額とあるのは名称です。補助金をここでもらったり、もしくは過去に積み立てていたものをここで計上しているというわけではなくて、今深村から説明しましたように、市から譲渡を受けた資産、それを減価償却するために、名目上ここで収入として受けた形を会計上とっているということでもあります。

深村副主幹

説明が至らず、大変申しわけないのですけれども、その他収支の支出欄③で計上している部分につきましては、減価償却費として計上し、将来の設備投資の

ために積んだものを今度収入欄で同額、先ほどの国嶋課長からの説明のとおり国庫補助金等特別積立金として取り崩すということで、費用の支出、外部への支出はないものの、経理上こうした金の動きが発生し得るとご理解いただければと思います。

清 水 要するに僕が聞いたのは、経常収支の減価償却とその他収支の減価償却がダブらないのですかと聞いているわけだから、今の話だとそれはダブらないと思うのだけれども、その確認が1点。

深村副主幹 もう一つは、滝川市の資産の減価償却がこんなに、老健施設があるから全部で8年間で6億円、7億円もあるのかということの確認です。

委員のおっしゃるとおり、ここではダブってはおりません。あわせて減価償却費につきましては前回の厚生常任委員会で建物と、それから設備をそれぞれ耐用年数39年と15年ということで試算した残存価格としてご説明をさせていただいたところであります。これを事業団サイドはさらに厳密に増築部分につきましては増築して施設を改修した年度からに全て置きかえた上で、自己の資産として減価償却を行っていくものでありますので、こちらにつきましては疑いようのないというか、正しい数字であると理解いただきたいと思います。

清 水 こういうことは余り繰り返し言いたくないのだけれども、今国嶋課長が答弁したのは、これは特養の関係なので、一応福祉課の所管外なのです。ですから、所管外の課長が答弁するときは一言何か断ってほしいのです。要するに所管では答えられないことなのか、それとも保健福祉部としてこの計画づくりに国嶋課長も責任ある立場に入っているからということなのか、要するにその答弁が責任ある答弁なのかどうか、部長がそれを補足答弁しないのだから責任ある答弁だということではなくて、もし答弁するのであれば断ってほしいと思いますが、委員長、整理してください。

委員長 所管から何か説明はありますか。

佐々木部長 まず、この譲渡に関しては保健福祉部が一体となって検討を行っていきまして、その中で当然各部各課で積み上げでやっています。そして、今の答弁に関しましては、この部分については全体シミュレーション、全体収支にかかわることで、介護だ、障害だと、そういうことではなくて、これは全体の収支の内容でございまして、今回一体となって進めていることから国嶋課長が答えても決して問題はないというか、答えてもいい内容だと考えております。

清 水 こういうことって本当に滝川市の議会の中ではほかに例がないのです。例えば総務部でいろんな計画をつくりますよね。そのときは、例えば総務課だとか、所管課が答えるのです。確かにいろんな関連はあるでしょう。それを突然所管外の課長が答弁するということは、もうほとんど僕は聞いたことがない。今部長が問題ないと言ったのは、今後もそういうことでやるのだということでもし言うのであれば、この計画づくりは要するに特養の分については介護福祉課、障害の分については福祉課というように分けてやっているのではなくて、個々の分についても保健福祉部としてまとめてやっているということなのかを確認します。

佐々木部長 個々のそれぞれのかかわりというのは、例えば障害施設のそういう取りまとめは当然福祉課で進めております。老人は介護福祉課。そして、今のシミュレーションの場合は福祉も介護も全部入った全体の会計のシミュレーションのことですので、今内部プロジェクトということではないですけども、内部の所管

深村副主幹

課長等集まって検討している内容でございますので、それぞれ答えられる範囲で対応できるものは対応させていただいております。

私の冒頭の説明の仕方の前置きが悪かったと思いますので、改めて訂正しますが、今度の資金計画シミュレーションのところも先ほどの収支シミュレーションと表が混在してしまっただけのことから、とりわけ老人ホームの建てかえに関する部分で7対3とそれによらない部分と2パターン出したということで、注釈のような形で表記されていることから、清水委員はこれは特養の整備に関してではないのかというようなお話だったかと思っております。ただ、この資金計画シミュレーションをごらんになっていただきますと、経常収支は先ほどご説明したとおり譲渡予定施設全ての収支であり、それは福祉課も子育て応援課も関係あります。さらに、減価償却費の部分の関連につきましても譲渡施設は全て減価償却費として計上しておりますことから、これも障害施設も老人ホームも、それから保育所も同様であります。したがって、このシミュレーションの表につきましても譲渡問題全般にかかわる内容でありますことから、保健福祉部全体として対応させていただきたいと思っております。

委員長

今清水委員から出ました意見につきましては、答弁のあり方ということから、以前に所管の方にもお知らせしましたが、私としてはこの内容につきましては知り得る方がご答弁されて構わないと。ただ、説明をされる場合は、所管ではないのですけれども、こういうことで説明させていただいていいですかということで今後委員長に許可を求めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

清水委員、よろしいでしょうか。

清水
委員長
木下

はい。

そのほか質疑ございますでしょうか。

事業移管に係る協定書の案の中で、滝川市の関与の部分で何かきちんとしたものを入れてもらいたいというのが私の考えです。滝川市の関与が入っていないのはどうかということ伺います。

国嶋課長

協定書案でお示ししました中で、第12条、事業継続の担保というところで運営を継続することとし、運営内容を例えば変更しようとするときなどは事前に甲と協議し、承認を得なければならない。一応所管で余り縛って事業団の独自性を失ってもいけない。ただし、過去の委員会等でも出されておりますように、継続の担保、安定運営の担保、市の関与をどうするのかという部分でこの条項を加えております。ここで運営内容を変更しようとするときという中身には、当然施設の建てかえ、もしくは事業形態の変更、全て入るものと考えております。

委員長
窪之内

そのほか質疑ございますでしょうか。

確認という意味ですが、3ページのシミュレーションの関係ですが、先ほど説明があった本部の収入支出が出ているのは、それぞれの各部門から割合に応じてということなので、この数字についてはダブっていると考え、この収入支出については高齢者部門、就労支援施設とかの中にも含まれていると理解していると思うのですけれども、その確認が1点とその割合ということは次回の質疑に入ってくると思うので、しませんけれども、それと前提として今市からのシミュレーション、事業団の収支シミュレーションというのが示されたのですけれども、これは事業団と協議してつくったものなのか、事業団が独自につくった

ものに市が何らかのアドバイスをしたものなのか、市が中心で立てたものを事業団とすり合わせをしたものなのか、その辺がどのような位置づけでシミュレーションが出されたのかということをお聞きしたいと思います。

深村副主幹

まず、本部経費につきましては、それぞれの施設で繰出金として歳出を計上し、本部はそれを受けるといった形ですので、うち一部に包含されているということではなくて全く別に独立して本部会計は本部会計であるのご理解いただければと思います。

もう一つの収支の作成についてですけれども、基本的には事業団側に収支の細かな作成をお願いしております。ただ、大枠として定員がどうあるだとか、稼働率はどうするだとか、そういった部分につきましては、市の意向も入れさせていただきながら、妥当な数字であろうという見解のもとに本日お出しさせていただくことになった次第です。

窪之内

1点目ですが、本部会計というのは例えば高齢者部門の支出の中に本部の収入の金額が含まれているということですよ、繰り出したのだから。高齢者部門、その他いろんな部門からの支出の中に本部会計の収入の金額と相当する金額が含まれているということなので、なぜ聞くかということ合計の欄に本部会計も含めて合計となるから、それであれば本部会計というのがそれぞれの部門から出されたところであれば、本部会計が別にあると考えれば、合計の収支の金額がそれぞれ減るということで1点は聞いたのです。支出の繰り出し、それぞれの繰り出した金額が本部の収入の金額になっているわけです。だから、その支出の中に繰出金が入っていない金額ではないと思うのです。入っている金額だと思うのです。それであれば、本部会計というのはそれぞれの部門から出たところからの繰り出しで収支を合わせているということであれば、全体の合計に入れなくてもいいというような気がしたのですけれども、それが1点と事業団が主で立てられたシミュレーションだということであれば、ユニット対多床室について、80対120ということについても事業団が独自でこういうシミュレーションを立てようという意向のもとにシミュレーションを出したのかと。7対3を守らないで多少多くしようという事業団の思いがそこにあるのかと思ったのですけれども、そういう思いで立てたのだということ、まず受けとめていいのかお伺いしたいと思います。

深村副主幹

先ほどの繰出金の関係ですけれども、わかりづらい説明で申しわけなかったのですが、各施設はそれぞれ繰出金というか、負担金という形で実績に応じて支出をし、本部は本部でそれと同額を受けているということでありますので、歳出を削ればおのずと歳入も削るということにならざるを得ません。会計全体としては金は膨らむのですけれども、金の動きとしては同額のイコールになっているということから、それぞれ歳出と歳入で組まさせていただいている。それで、イコールゼロという形をとらせてもらっています。

それから、80対120の部分につきましては、この委員会の場におきます議論経過を踏まえまして、市としましても保健福祉部全体として非常に重たい課題だと検討しています。その中で道の整備方針はあるものの、この可能性、道筋、何とかならないものかということ、事業団サイドとも話を進めていく中で、お互いに見出したのが80対120。そうすることによって今入所していらっしゃる方の負担もそれほど急激にふえない中で生活できるのではないかということから考えたものでありまして、市の思いを酌んで事業団側が組み立ててくれたとご

理解いただければと思います。

委員長 そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等については、本日説明を受けました3件と11月29日中期経営計画案の説明を受けまして、4定中ではありますが、12月13日に質疑を受けるということによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

引き続きまして前回の厚生常任委員会での説明についての質疑をここからお受けいたします。それでは、質疑ございますでしょうか。

清水 通告に従って質疑します。まず1点目、事業団の賃金について、経過と現状ということで、市の給与に、今は準ずるではない可能性があります。市の外郭団体時代は、当初から準ずるだったわけですが、その後の経過について伺います。資料として給与表が出されておりますので、その辺でお答えいただいても結構です。

2点目は、正規保育士の雇用ということで、事業団と滝川市の近年の保育士正規職員採用実績及び今後の方針について伺います。

資料要求として2点求めたいと思います。まず、1点目は、市内の有料老人ホーム等の一覧ということで、緑寿園の建てかえを今計画をしているわけですが、市内の高齢者施設の実態を把握することが不可欠と考えます。有料老人ホーム、サ高住、グループホーム、ケアハウス等を対象に定員や入居条件、これは年齢、要介護状態等です。料金、利用者の負担、特定サービスの有無及びどのような特定サービスが提供されているのかということまで含めて一覧を求めたいと思います。

2点目は、社会福祉法人の監督業務等についてですが、今年度から社会福祉法人の監督等の業務が道から市に移管されております。その概要について、これまでの厚生常任委員会では報告がされておきませんので、対象法人や市の業務、財源等についての資料を求めたいと思います。

委員長 それではまず、資料要求のほうから確認したいと思います。所管は資料を提出できますでしょうか。

須藤主査 1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

市内の有料老人ホーム等の一覧ということで、特定サービスの内容の一覧ということなのですが、これは特定施設入居者生活介護の話なのか、違うサービスの話なのか、どちらでしょうか。

清水 特定施設入居者生活介護のことです。大変申しわけありません。

須藤主査 ただいまの資料要求につきましては、12月13日の厚生常任委員会に提出いたします。

委員長 11月29日の厚生常任委員会には提出できませんか。

須藤主査 努力します。

国嶋課長 社会福祉法人の監査業務等についてですが、対象法人につきましては市内法人3法人、滝川市社会福祉協議会、滝川市社会福祉事業団及びほほえみ会です。市の業務内容等につきましては、資料として提出させていただきます。11月29日に提出します。

委員長 清水委員から2点資料要求がございましたが、資料要求することによろしいで

しょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、提出についてよろしくお願ひいたします。

それでは、答弁を求めます。

深村副主幹

私からは、まず1点目は賃金についてということだったものですから、実は臨時職員の賃金のことを念頭に置いていたのですが、今のご質疑の内容からすると給与ということにもなるので、若干今軌道修正を図りながら答弁したいと思います。

おっしゃるとおり、事業団職員の処遇につきましては、以前よりこちらの場で再三ご説明させていただいておりましたが、事業団を設立した地方公共団体の職員に準ずるといふ46通知の決めに基きまして事業団の給与体系も決まっております。平成19年7月に一般法人に移行後におきましても、基本としているのはやはり市のそうした制度に沿ったものでありますが、あとは手当の見直しなども独自に盛り込みながら独自性を発揮しているものと思っております。また、臨時職員につきましても資格の有無や、それから勤続年数により幾つかの階層に賃金体系が分かれておりますが、基本的には市と同様に最低賃金の引き上げ等を考慮し、必要な改定を行いながら金額設定を行っていると同っております。

中川部次長

2点目の正規保育士の雇用の関係でご質疑いただいておりますが、まず市と事業団の正規職員、保育士の採用ですが、市のほうは23年4月に2名、それと事業団のほうは25年4月、ことしの4月ですが、2名を採用しております。採用方針ということですが、正職員が退職した場合にはやはり正職員で補充したいと考えております。事業団のほうも同様でございます。

清 水

給与体系でこれを今お聞きをしているのは、先ほどの協定書案の中で次回それについては質疑をすることになるのですが、現状をよく私たちも理解をしておく必要があるだろうということでお聞きをしたのですが、まず手当がかなり見直されているということについて、プラス方向なのか、マイナス方向なのか、余り細かく聞いてもそれは他の団体ということなので、あるいはどんな工夫がされたのかという概要でお伺いをしたいと思います。

それと、この給与表の中では、嘱託職員についてもいわゆる号俸制度がとられているのです。滝川市の嘱託職員については、号俸制度は僕はとられていないと、もしかしたら間違った理解をしているのかもしれないのですが、嘱託職員の給与がそういう号俸制に基づいているということは、市とは違うのかと。経過的にこういうことがあったのかということでお伺いをしたいと思います。

正規保育士については、正規職員の退職に合わせてという趣旨が述べられまして、私は非常に心強い感触を受けました。立派な答弁だと思ったのですが、本当にそうなのかなということ言う上で、現在まだ2桁の正規職員がいらっしゃいますよね。これを本当にそうやって置きかえていくのか、またまずこれ以上事業団で正規職員率が落ちるといふのは考えにくいものでもあるのですけれども、最低このラインは守るといふような考えで一致点が得られているのかと。そのあたりのことについてお伺いをしたいと思います。

中川部次長

事業団の保育士の正規職員ということで申し上げますれば、以前から正規職員の率を高めてほしいという話もしておりましたし、また今もこのシミュレーションの中でも待遇改善ということで、もっと正規の職員を採用してほしいという要

請を続けておりますので、そういったものは今後事業団のほうに、26年度からは自主運営ということになります。その中でそういったものを見出してもらいたいと思っておりますので、我々としてはそれに期待しているということで答弁させていただきます。

深村副主幹

手当の見直し、それから工夫、概要ということですが、先般資料要求でお渡しした中にも一部あったのですが、我々が知り得る中では特殊業務手当、これを平成28年3月をもって廃止するというので、現在経過措置で継続し、その分を今度資格手当の見直し、増強というような形で図っていくという話は聞いております。

それから、嘱託職員の号俸制度につきまして、市としては確かにそういった号俸制度はありません。市としては、人勧等の見直しに応じて嘱託職員の報酬も改定しているといったような状況であります。

委員 長
窪之内

そのほか質疑ございますでしょうか。

通告をしていなくて大変申しわけないと思っております。資料の件についての質疑を行いたいと思います。

今説明もありましたけれども、こういうことを市に聞いていいのか、事業団のことなので、わかる範囲で答えてもらえないと思うのですが、資料の中には経験年数換算表というのと資格手当の支給区分表というのがつけられているのですが、経験年数加算、資格手当、期末手当、燃料手当、退職金等が適用になっている範囲は、正職だけなのか、嘱託もあるのか、臨時採用の方にもそういうことが反映されているのかについてお伺いしたいということと嘱託職員として長年勤務されている方が正職になる場合の雇用について、何らかの規定があるのかどうかをお伺いしたいと思います。

あと、先ほど言っていた臨時の時給については、それぞれの職種や持っている資格によって変わるということなのですが、最低これだけだということで、保育士、介護士、看護師の場合の臨時職員の時給についてお伺いしたいと思います。

それと、職員の内訳が載っているのですが、全体として正職員が37、嘱託34、臨時29パーセントなのですが、これに比してデイサービスが正職員6パーセント、嘱託29パーセント、臨職65パーセントということでかなり低いのです。この辺の状況について、なぜこうなっているのかということをお伺いしたいと思います。保健福祉部としてつかんでいるのか、これでいいと思っているのか。保育所については先ほど答弁がありましたので、デイサービスのことについてお伺いしたいと思います。

国嶋課長

大変申しわけございませんが、把握している範囲でお答えさせていただきます。経験年数加算、資格手当、退職手当等の対象は正規職員と嘱託職員もたしか対象になっていたと思います。臨時職員については、これらではなくて一般と同じように社会保険、雇用保険等の扱い、また嘱託の方が正職員に採用される取り扱いということですが、詳細は把握していませんけれども、正職員の方がやめられたときの募集に嘱託職員の方が応募した事例はあると聞いたことがありますので、その際に過去の経験等も加味されているのではないかと思います。

デイサービスの臨時職員比率が高いということなのですが、見晴デイサービスセンターをオープンしたときに滝川市で開設をして運営を事業団にお願いして

おります。平成13年ですが、その当時見込んだデイサービスの介護報酬、その報酬から運営費、公債費を除いて運営していくためには、今の見晴デイサービスの職員比率、臨時職員の方が多いということで、何とかぎりぎりそれで採算がとれるので、計画をしたという覚えはございます。

松澤課長

臨時職員の単価の関係ですが、一部うちのほうで押さえてございませんので、事業団に確認をさせていただいて、次回ご答弁させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

窪之内

確認するということであれば、今言った嘱託の正職への道、昔はたしか年齢制限もあったと思っているのです。その辺のことで嘱託職員を5年だったか、6年きちんと勤めた場合、正職として雇用しなければならないということが、労基法なのかどうか、何かそういったことがあったような気がするのです。そうになると、長年嘱託で働いている人たちにとっては正職になることへの道が開けると思うので、その辺のこともあわせてお願ひしたいのと嘱託には退職手当があるのはわかったのですが、期末手当や燃料手当については全く支給されていないのかどうか、これについても調査をお願ひしたいと思ひます。

委員長

それでは、今ご答弁いただくということではなくて、次回にそういった内容について調査していただけるということで、所管のほうはよろしいでしょうか。

(「はい」と言う声あり)

委員長

それでは、お願ひいたします。

そのほか質疑ございますでしょうか。

清水

資料要求により提出された資料についての説明はないのですか。

委員長

資料要求して出された資料について、補足説明がある場合は説明をしていただくということで、今回資料要求もございましたので、それとあわせて次回若干資料についての説明をいただくということでよろしいでしょうか。

清水

資料要求により提出された資料について質疑します。

この超過負担の下のグラフがありますが、これの細いところのどれが一時保育料なのかと。普通矢印でやるのだけれども、これはもう書いたら書き放しなのです。エクセルでやるとこうなるのかどうかかわからないけれども、これではわからないです。

中川部次長

確かに白黒で見づらくなっておりますので、これに引き出し線を引いて再度提出させていただきます。よろしくお願ひします。

委員長

資料につきましては各委員が見やすい資料をつくっていただくということと、次回より資料についての若干の説明を求めますので、よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

ほかに質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

それでは、報告済みといたします。

2. その他について

委員長

2、その他について委員から何かございますでしょうか。

清水

もう3回目だから、あの場では言わなかったのだけれども、デイサービスセンターの正規職員が少ないという答弁を国嶋課長がしたのです。これは、シミュレーションの問題でも何でもないので。過去の経過がいろいろあったということについて言えば、あれはもう介護福祉課の問題なのです。過去のことはわ

からないというのは、当然あるのです。たまたま国嶋課長が知っているから答弁していいという問題ではないのです。通常は、休憩をとって、保健福祉部内で知っている人が今の所管にこういことだと伝えて調整して、そして所管が答弁するというのが当たり前なのです。もう何回言ってもわからないというのは、僕は嚴重に抗議したいのだけれども、この場で所管に言うのはもういい。何かきちんと伝わらないということで、委員長に善処を求めたいと思います。答弁のあり方については、所管と私で協議し整理いたしますので、よろしいでしょうか。

委員長

(異議なしの声あり)

委員長

委員からほかに何かございますでしょうか。

(なしの声あり)

事務局から何かありますか。

(なしの声あり)

委員長

3. 次回委員会の日程について

3、次回委員会の日程については、お示しのとおり11月29日午後1時30分から第一委員会室にて開催したいと思います。4定前の報告案件とあわせて先ほど言いました事業団の中期経営計画案を提出していただき、説明を受けて、最終的に本日説明を受けた内容とあわせて12月13日を予定しております委員会にて、質疑を受けるという形になりますので、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

以上で第30回厚生常任委員会を閉会いたします。

閉 会 14:56